

議案第 2 号

太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について

太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について、下記のとおり指定する。

記

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地	太宰府市立太宰府史跡水辺公園 (太宰府市大字向佐野 1 8 番地)
指定管理者となる団体の名称及び住所	シンコースポーツ・西鉄ビルマネジメントグループ 代表団体 シンコースポーツ九州株式会社 (福岡市博多区博多駅東 2 丁目 9 番 2 5 号) 構成団体 西鉄ビルマネジメント株式会社 (福岡市中央区今泉 1 丁目 1 2 番 2 3 号西鉄今泉ビル)
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 1 月 2 0 日 提出

太宰府市長 高 原 清

理 由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき指定するに当たり、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。